

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成30年9月7日

金 曜 日

第 4399 号

## 目 次

### 告 示

○港湾施設の概要についての一部改正 1

### 公 告

○随意契約の相手方等の公示 2

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出 3

○二級建築士の免許の取消し

○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 4

### 正 誤

○平成30年3月31日付け号外(2)富山県規則第32号

## 告 示

### 富山県告示第391号

港湾施設の概要についての一部改正について

港湾施設の概要について（昭和50年富山県告示第 727号）の一部を次のように改正する。

平成30年9月7日

富山県知事 石 井 隆 一

第2の2の(2)の表中

「 | " | 緑地護岸 | " | 村木字定坊割2005番地1～4 | 707 | " 29-3 | 」

を

「 | " | 緑地護岸 | " | 村木字定坊割2005番地1～4 | 928 | " 29-3 | 」

に改める。

(港 湾 課)

~~~~~  
公 告  
~~~~~**随意契約の相手方等の公示**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

平成30年9月7日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る委託業務の名称及び数量  
富山県警察総合運転者管理システム等改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地  
富山県警察本部警務部情報管理課 富山市新総曲輪1番7号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年8月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
日本電気株式会社富山支店 富山市牛島新町5番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
35,424,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため。

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月7日

富山県知事 石 井 隆 一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
シメノドラッグ八尾店 富山市八尾町井田448番4 ほか4筆
- 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社示野薬局 石川県金沢市高柳町一字48-1 代表取締役 関 久則
- 大規模小売店舗の廃止前の店舗面積の合計 1,010㎡
- 大規模小売店舗の廃止後の店舗面積の合計 932.97㎡
- 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成19年9月29日
- 廃止する理由 店舗リニューアルにより売場面積が1,000㎡未満となったため。

## 二級建築士の免許の取消しについて

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年9月7日

富山県知事 石 井 隆 一

| 免許の取消しをした年月日 | 免許の取消しを受けた建築士の氏名 | 免許    | 登録番号 | 免許の取消しの理由 |
|--------------|------------------|-------|------|-----------|
| 平成30年8月24日   | 五十嵐 新作           | 二級建築士 | 4471 | 死亡        |

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年9月7日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成30年8月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人上庄谷地域協議会
- 3 代表者の氏名  
椿原 貢
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県氷見市久目275番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、上庄谷地域を中心とする地域住民や来訪者に対して、地域住民との交流促進や地域活性化に関する事業を行い、地域の魅力作りと住民の安心・安全な生活の確保に寄与することを目的とする。

正 誤

平成30年3月31日付け号外(2)富山県規則第32号「富山県税条例施行規則の一部を改正する規則」中

| 頁 | 行     | 誤              | 正              |
|---|-------|----------------|----------------|
| 2 | 上から16 | 同様式備考5を同備考4とし、 | 同様式備考4を同備考5とし、 |